

## (4) 年齢階級別コーホートの増減

被用者年金について、年齢階級別のコーホートに着目してその被保険者数の増減率（平成17年度末→平成18年度末）の状況をみると（図表2-2-8）、平成18年度末に20～24歳のコーホートでは、大学等を卒業して新たに被用者年金に加入する者などの影響で各制度とも大きく増加している。一方、60～64歳のコーホートでは私学共済を除いて、65～69歳のコーホートでは地共済を除いて大きく減少しており、被用者が退職などにより次第に脱退していく様子が見えてくる。

制度別にみると、

- ・厚生年金の男性では、景気回復の影響等で55歳未満の各階級で増加している
  - ・厚生年金の女性と私学共済では、結婚や出産の影響等で25～29歳、30～34歳のところで減少している
  - ・私学共済では60～64歳の減少率が他制度に比較して小さい
- といった特徴がある。

図表2-2-8 年齢階級別被保険者数のコーホート増減率  
（平成17年度末→平成18年度末）

年齢階級 (平成18年度末)	厚生年金			国共済	地共済	私学共済
	男性	女性				
	%	%	%	%	%	%
計	2.3	1.8	3.3	△ 0.5	△ 1.1	2.1
20～24歳	34.0	35.3	32.6	22.0	56.5	43.4
25～29歳	3.8	7.0	△ 0.4	3.9	11.4	△ 1.8
30～34歳	1.0	2.0	△ 0.9	0.1	1.6	△ 0.3
35～39歳	1.7	1.2	2.9	△ 0.1	△ 0.7	1.1
40～44歳	2.2	0.8	5.3	△ 0.7	△ 1.7	1.6
45～49歳	1.5	0.5	3.8	△ 0.9	△ 1.7	1.4
50～54歳	0.5	0.2	1.0	△ 6.2	△ 2.1	0.4
55～59歳	△ 1.1	△ 0.7	△ 1.8	△ 9.2	△ 3.8	△ 0.6
60～64歳	△ 12.1	△ 12.0	△ 12.6	△ 35.5	△ 45.4	△ 3.8
65～69歳	△ 15.3	△ 15.2	△ 15.3	△ 48.1	△ 7.5	△ 14.7

注1 年齢階級は、各コーホートの平成18年度末における年齢である。

注2 20歳未満は、新規加入が主となるため算出していない。

## (5) 1人当たり標準報酬額（月額） —男女間の差が小さい国共済と地共済—

被用者年金について1人当たり標準報酬月額（賞与は含まない）を平成18年度末でみると（図表2-2-9）、最も高いのは地共済で45.1万円、次いで国共済41.0万円、私学共済36.9万円、厚生年金31.3万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために1.25倍したものである（地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。）。

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ82.9、93.5であり、厚生年金の63.6、私学共済の66.0に比べて男女間の差が小さい。

図表2-2-9 1人当たり標準報酬月額 —平成18年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<312,703>	<409,598>	<450,818>	<368,611>
男性	<357,549>	<423,633>	<461,820>	<448,596>
女性	<227,439>	<351,080>	<431,968>	<296,186>
男性を100とした女性の水準	<63.6>	<82.9>	<93.5>	<66.0>

- 注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。  
 注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。  
 注3 地共済の平均給料月額は男女計360,654円、男性369,456円、女性345,574円である。  
 注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額（年度間累計）を年度間平均被保険者数で除した額（月額）をみると（図表2-2-10）、平成18年度では、地共済60.0万円、国共済54.5万円、私学共済48.7万円、厚生年金37.4万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。

また、総報酬ベースの男性を100とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-10 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）－平成18年度－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	373,849	545,429	599,560	486,689
男性	431,495	566,738	618,443	598,393
女性	264,486	456,922	567,222	385,509
男性を100とした女性の水準	61.3	80.6	91.7	64.4

注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。

注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

1人当たり標準報酬額（月額）の推移をみると（図表 2-2-11）、厚生年金で近年僅かながら低下傾向が続いているほか、私学共済もここ数年低下傾向にある。平成18年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で0.4%減、地共済で0.5%減、私学共済で0.7%減であり、国共済は横ばいとなっている。

また、男性を100とした女性の水準の推移をみると（図表 2-2-12）、厚生年金、地共済、私学共済については、平成12年度を除き、少しずつではあるが男女間の差が縮まってきている。

図表 2-2-11 1人当たり標準報酬額（月額）の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成					
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	373,849		545,429	599,560	486,689
	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>

対前年度増減率(%)

8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10	<△ 0.2>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.1>
11	<△ 0.3>	<0.9>	<1.3>	<1.2>	<0.9>
12	<1.1>	<0.9>	<2.0>	<1.0>	<1.5>
13	<△ 0.0>	<0.6>	<0.5>	<0.8>	<0.4>
14	<△ 1.3>		<△ 1.4>	<△ 1.0>	<0.6>
15	...		...	...	...
	<△ 0.2>		<△ 0.9>	<△ 0.8>	<0.3>
16	△ 0.1		0.1	0.2	△ 1.0
	<△ 0.1>		<1.0>	<0.3>	<△ 0.3>
17	△ 0.2		0.4	△ 0.1	△ 0.6
	<△ 0.2>		<0.6>	<△ 0.0>	<0.0>
18	△ 0.1		△ 0.0	△ 0.5	△ 0.7
	<△ 0.2>		<0.2>	<△ 0.8>	<△ 0.3>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。  
また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

図表 2-2-12 1人当たり標準報酬額(月額)の男性を100とした女性の水準の推移

年度 <年度末>	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
		旧農林年金			
7	<59.2>	<67.2>	<84.7>	<91.6>	<62.6>
8	<59.4>	<67.7>	<84.2>	<91.6>	<63.0>
9	<59.5>	<67.9>	<83.9>	<92.2>	<63.4>
10	<60.2>	<68.1>	<83.6>	<92.4>	<63.7>
11	<60.9>	<68.3>	<83.4>	<92.7>	<64.0>
12	<60.8>	<68.3>	<83.7>	<92.6>	<63.4>
13	<61.4>	<68.6>	<83.8>	<92.8>	<63.7>
14	<62.4>		<83.4>	<92.9>	<64.5>
15	61.0		81.5	91.0	63.0
	<62.5>		<83.2>	<93.0>	<64.9>
16	61.0		81.2	91.1	63.5
	<62.9>		<83.3>	<93.3>	<65.3>
17	61.2		81.2	91.6	63.9
	<63.3>		<83.2>	<93.7>	<65.5>
18	61.3		80.6	91.7	64.4
	<63.6>		<82.9>	<93.5>	<66.0>
対前年度増減差					
8	<0.2>	<0.5>	<△ 0.5>	<0.0>	<0.4>
9	<0.1>	<0.2>	<△ 0.4>	<0.5>	<0.4>
10	<0.6>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.2>	<0.2>
11	<0.7>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.3>	<0.3>
12	<△ 0.0>	<0.0>	<0.3>	<△ 0.1>	<△ 0.6>
13	<0.6>	<0.2>	<0.1>	<0.2>	<0.3>
14	<1.0>		<△ 0.4>	<0.1>	<0.8>
15	...		...	...	...
	<0.1>		<△ 0.2>	<0.0>	<0.4>
16	0.0		△ 0.4	0.1	0.5
	<0.4>		<0.1>	<0.3>	<0.4>
17	0.2		0.1	0.5	0.4
	<0.3>		<△ 0.1>	<0.4>	<0.2>
18	0.1		△ 0.6	0.1	0.5
	<0.3>		<△ 0.4>	<△ 0.2>	<0.5>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)の女性水準である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均の女性水準である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(6) 標準報酬総額 ー厚生年金・私学共済で増加ー

被用者年金の平成18年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金151兆6,357億円、国共済7兆337億円、地共済21兆8,829億円、私学共済2兆6,827億円であった（図表2-2-13）。

標準報酬総額の推移をみると、厚生年金は平成16年度以降増加しており、平成18年度は総報酬ベースで2.0%の増であった。また、私学共済では一貫して増加傾向が続いており、平成18年度に総報酬ベースで1.3%増となっている。ともに、被保険者数の増加が標準報酬総額を増加させる大きな要因となっている。特に、私学共済における平成14年度の高い伸びは、被保険者の適用拡大も影響しているものと考えられる。一方、国共済及び地共済は、近年減少傾向にあり、平成18年度には総報酬ベースでそれぞれ0.4%減、1.7%減となっている。平成12年度に、標準報酬月額ベースで地共済が減少するとともに国共済が他年度に比べ大きく増加しているが、これには、地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことが影響している。

図表 2-2-13 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,110>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	1,516,357			70,337	218,829	26,827	1,832,350
	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
対前年度増減率(%)							
8	<1.7>	<1.3>	<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>
9	<3.7>	《1.7》	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>
11	<△ 1.9>		<△ 0.4>	<0.9>	<0.8>	<1.3>	<△ 1.5>
12	<△ 0.6>		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	<△ 0.5>
13	<△ 0.7>		<△ 1.1>	<0.5>	<0.0>	<1.3>	<△ 0.6>
14	<0.1>	《△ 1.2》		<△ 1.0>	<△ 0.5>	<5.5>	<△ 1.0>
15	...			...	...	...	...
	<△ 1.2>			<△ 2.2>	<△ 2.2>	<1.4>	<△ 1.3>
16	0.7			△ 0.5	△ 1.0	0.7	0.4
	<0.6>			<△ 0.5>	<△ 1.5>	<1.5>	<0.3>
17	1.3			△ 0.1	△ 1.5	0.9	0.9
	<1.3>			<0.3>	<△ 1.1>	<1.4>	<1.0>
18	2.0			△ 0.4	△ 1.7	1.3	1.4
	<1.9>			<△ 0.2>	<△ 1.8>	<1.7>	<1.4>

注1 年度間累計の額である。

注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、&lt;&gt;内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

## 3 受給権者の現状及び推移

## (1) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成18年度末の受給権者数は、厚生年金2,616万人、国共済101万人、地共済235万人、私学共済29万人、国民年金2,542万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,366万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

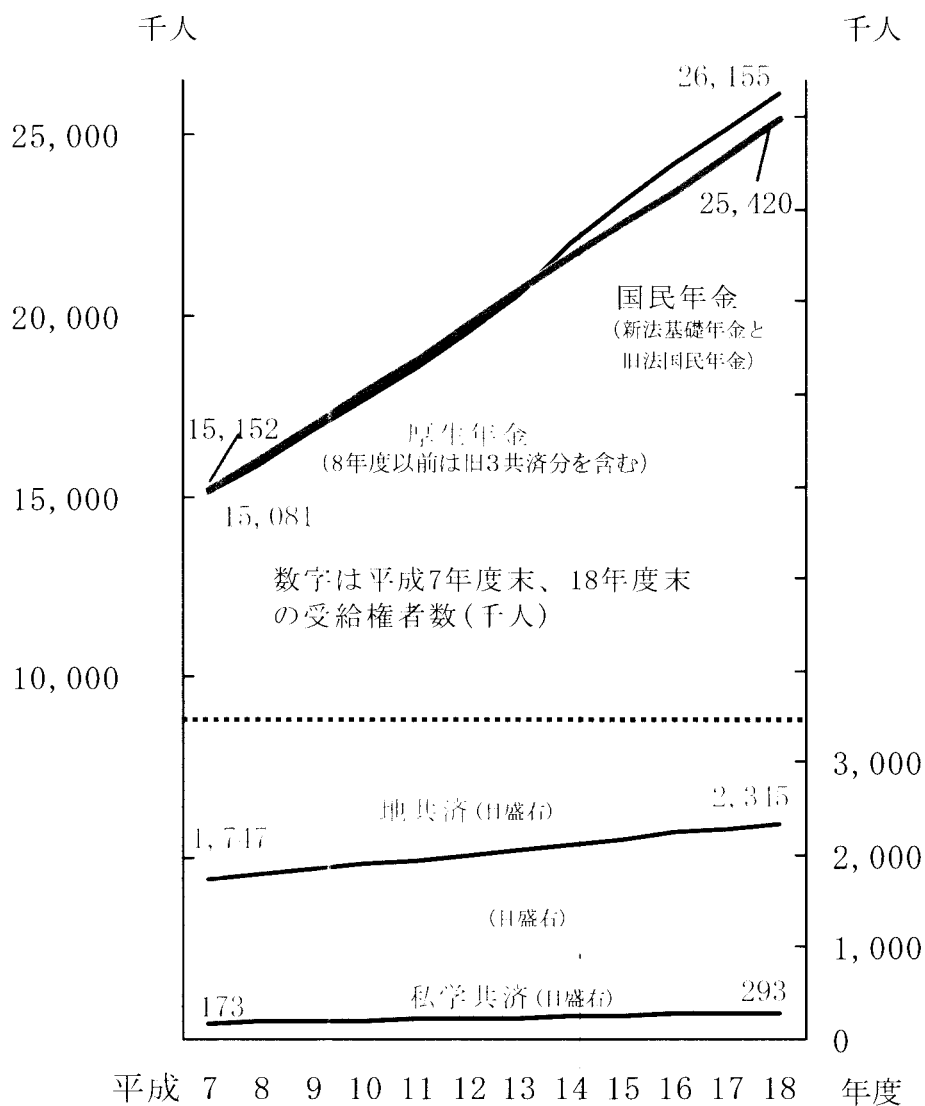
注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。



受給権者数の推移をみると（図表2-3-1、2-3-2）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は平成8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね4～6%程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、概ね1～3%程度となっている。

平成18年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、私学共済が4.5%増、厚生年金が4.2%増、国共済が2.5%増、地共済が2.4%増となっている。それ以前と比較して伸び率の鈍化傾向がみられた平成17年度に比べると、18年度の伸び率はやや大きくなっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は4.2%増となっている。

図表2-3-2 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止<sup>注</sup>されている者を除いた受給者数は、図表 2-3-3 のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表 2-3-3 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778	-	282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503	-	294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233	-	305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074	-	319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005	-	335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315	-		879	2,029	221.8	21,222
15	21,369	-		906	2,088	234.5	22,111
16	22,334	-		933	2,152	247.3	22,997
17	23,156	-		956	2,206	259.2	23,954
18	24,043	-		980	2,253	272.6	24,968
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2	-	4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6	-	4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4	-	3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9	-	4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2	-	5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

## (受給権者数に対する受給者数の割合)

受給権者数に対する受給者数の割合の推移をみると（図表2-3-4）、厚生年金は微減傾向にあり平成18年度末で91.9%、私学共済は17年度末に比べて微増し18年度末で92.9%となっている。国共済は97%台、地共済は96%台で安定的に推移している。また、国民年金は平成18年度末で98.2%である。

全額支給停止には、併給調整による全額支給停止、在職老齢年金における全額支給停止、遺族年金における同順位者受給による全額支給停止などがあり、受給者数の割合の制度による違いは、女性の割合や被用者年金と国民年金での制度の違い（遺族の範囲、障害年金の3級の有無等）などの影響によるものと考えられる。

図表2-3-4 受給権者数に対する受給者数の割合の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	%	%	%	%	%	%	%
7	94.3	-	96.9	-	96.1	91.0	97.4
8	91.0	-	97.2	-	96.5	90.7	97.5
9	93.8	-	97.4	-	96.5	91.3	97.6
10	93.3	-	97.1	-	96.6	91.8	97.7
11	92.8	-	96.9	97.1	96.5	92.1	97.7
12	92.5	-	96.7	97.1	96.4	92.4	97.8
13	92.4	-	96.4	97.0	96.2	92.4	97.9
14	92.4	-	-	97.0	96.2	90.2	98.0
15	92.3	-	-	97.1	96.1	90.8	98.1
16	92.2	-	-	97.0	96.1	91.3	98.1
17	92.2	-	-	97.1	96.4	92.3	98.2
18	91.9	-	-	97.2	96.1	92.9	98.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成18年度末の状況

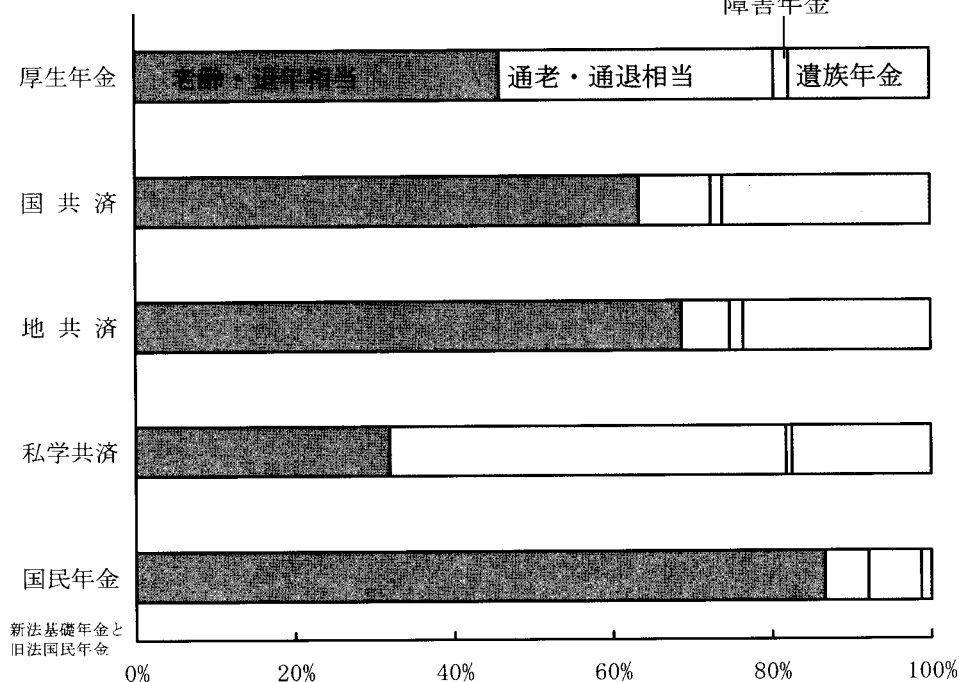
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当<sup>注</sup>」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当<sup>注</sup>」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-5 受給権者の年金種別別構成 —平成18年度末  
障害年金



(私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-5、図表 2-3-6）、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が3割強という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当がそれぞれ6～7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でも大きな違いはない（図表2-3-6）。

図表2-3-6 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成18年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
	千人	千人	千人	千人	千人	
受給権者数						
計	26,155	1,009	2,345	293.4	25,420	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	11,984	639	1,610	93.8	22,007
	通老・通退相当	9,031	91	142	146.0	1,396
障害年金	497	15	40	2.1	1,692	
遺族年金	4,644	264	553	51.4	325	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	45.8	63.3	68.7	32.0	86.6
	通老・通退相当	34.5	9.0	6.1	49.8	5.5
障害年金	1.9	1.4	1.7	0.7	6.7	
遺族年金	17.8	26.1	23.6	17.5	1.3	
受給者数						
計	24,043	980	2,253	272.6	24,968	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	11,234	624	1,566	81.1	21,864
	通老・通退相当	8,169	89	137	138.3	1,391
障害年金	356	10	24	1.9	1,584	
遺族年金	4,284	257	527	51.3	130	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	46.7	63.6	69.5	29.8	87.6
	通老・通退相当	34.0	9.1	6.1	50.7	5.6
障害年金	1.5	1.0	1.0	0.7	6.3	
遺族年金	17.8	26.3	23.4	18.8	0.5	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

**(国民年金は遺族年金が少ない)**

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は1.3%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも17.5%（厚生年金は17.8%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金<sup>注</sup>は基本的には18歳未満の子<sup>注</sup>又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

**(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)**

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ9.0%、6.1%でしかなく、他の被用者年金が30%以上（厚生年金34.5%、私学共済49.8%）であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済421ヶ月、地共済416ヶ月であり、厚生年金382ヶ月、私学共済381ヶ月に比べて長いものとなっている。

**(私学共済は通老・通退相当が多い)**

私学共済は老齢・退年相当32.0%に対し通老・通退相当が49.8%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である（厚生年金は老齢・退年相当45.8%に対し通老・通退相当34.5%である。）。

**(受給権者数に対する受給者数の割合)**

受給権者数に対する受給者数の割合を年金種別別にみると（図表2-3-7）、厚生年金、国共済、地共済では障害年金における割合が約6～7割となっており、他の年金種別に比べ小さい。障害年金は併給調整による支給停止の割合が大きいことなどが背景にあると考えられる。私学共済では、他制度に比べ、老齢・退年相当における割合が小さい傾向がみられる。

また、国民年金では、遺族年金における割合が約4割と小さい。これは、遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲が子のある妻と子になっており（被用者年金では子のない妻等も対象）、子は妻が受給権を有するとき等に支給停止となることなどが大きく影響している。

図表 2-3-7 年金種別別にみた受給権者数に対する受給者数の割合  
—平成18年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
受給権者数	%	%	%	%	%	
計	91.9	97.2	96.1	92.9	98.2	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	93.7	97.6	97.3	86.5	99.3
	通老・通退相当	90.5	97.9	96.2	94.7	99.7
障害年金	71.6	66.4	59.2	86.4	93.6	
遺族年金	92.3	97.6	95.2	99.7	39.9	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

## イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると（図表 2-3-8）、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

### （老齢・退年相当 —国民年金、私学共済、厚生年金で大きな増加—）

老齢・退年相当について平成18年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金が4.0%増、国共済が0.9%増、地共済が2.1%増、私学共済が5.0%増となっている。（図表 2-3-8） また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者（老齢基礎年金受給権者を含む）は5.2%増と引き続き大幅に増加した。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、両制度が恩給公務員期間等を通算しているため、既に多くの受給権者が発生し、相対的に成熟の程度が高いからである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が、国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から、保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

**(通老・通退相当 一国共済で大幅な増加一)**

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。平成18年度の対前年度増加率は、厚生年金が5.1%増、国共済が14.3%増、地共済が5.1%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっている。特に国共済では、平成12年度以降二桁の伸びが続いており、増加傾向が顕著である。これには、通算退職年金制度が創設された以降の期間の短い被保険者がしだいに支給開始年齢に達してきたこと、特に国共済においては任期制自衛官であった者が受給権者になりつつあることが影響しているものと考えられる。一方、私学共済は、老齢・退年相当5.0%増に対し、通老・通退相当4.3%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

**(障害年金)**

障害年金も各制度で増加を続けている。障害年金の増加率は、国民年金以外では遺族年金に比べて低い傾向であったが、地共済では平成15年度に逆転し、それ以降は遺族年金より高い状態が続いている。また、私学共済でも平成15年度、16年度は遺族年金より高い伸びであった。

**(遺族年金)**

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成18年度の対前年度増加率をみると、厚生年金3.0%増、国共済2.7%増、地共済2.8%増、私学共済4.2%増となっている。

**(年金種別別構成割合)**

受給権者数の年金種別別構成割合の推移をみると(図表2-3-9)、私学共済と国民年金で老齢・退年相当の割合が増えているのに対し、厚生年金では通老・通退相当が、国共済と地共済では通老・通退相当及び遺族年金の割合が増えている。これらの動向には、各制度の成熟の度合い等が反映されているものと考えられる。



図表 2-3-8 年金種別別にみた受給権者数の推移

年度末	厚生年金					国共済					地共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	15,081	7,051	4,606	378	3,047	778	565	25	11	176	1,747	1,266	88	28	364
8	15,871	7,386	4,923	386	3,177	794	570	28	11	184	1,793	1,290	92	29	382
9	16,813	7,822	5,299	393	3,299	810	576	30	11	192	1,848	1,322	95	30	401
10	17,679	8,217	5,625	404	3,433	833	579	32	11	200	1,898	1,349	98	30	420
11	18,571	8,580	5,975	415	3,601	835	580	35	12	208	1,942	1,372	101	31	438
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737	862	592	39	12	218	1,984	1,394	104	32	454
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873	883	601	43	13	226	2,049	1,434	112	32	470
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084	906	610	49	13	234	2,109	1,471	117	34	488
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225	933	620	58	13	241	2,174	1,511	123	35	505
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365	962	629	70	14	249	2,240	1,552	129	37	522
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509	984	633	80	14	257	2,289	1,578	135	38	538
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644	1,009	639	91	15	264	2,345	1,610	142	40	553
対前年度増減率 (%)															
8	5.2	4.7	6.9	2.1	4.3	2.0	0.9	9.2	2.2	4.6	2.6	1.9	4.0	2.3	5.0
9	5.9	5.9	7.6	2.0	3.8	2.1	1.4	8.1	2.5	4.3	3.1	2.5	3.7	2.2	4.9
10	5.2	5.0	6.1	2.7	4.1	1.6	0.5	7.6	1.8	4.1	2.7	2.0	3.2	2.3	4.7
11	5.0	4.4	6.2	2.8	4.9	1.5	0.2	7.9	1.7	4.0	2.3	1.7	2.6	2.1	4.3
12	5.2	5.1	6.3	2.4	3.8	3.1	2.1	10.9	4.5	4.8	2.2	1.6	3.5	1.8	3.6
13	5.3	5.2	6.5	2.5	3.6	2.5	1.5	12.7	3.3	3.5	3.2	2.8	7.3	2.9	3.6
14	6.9	6.9	7.9	3.8	5.4	2.6	1.5	13.8	3.5	3.5	3.0	2.6	4.5	3.6	3.7
15	5.3	5.4	6.5	2.4	3.5	2.9	1.6	18.0	3.3	3.3	3.1	2.7	4.9	4.5	3.6
16	4.7	4.5	5.9	2.8	3.3	3.1	1.5	19.7	3.1	3.2	3.0	2.7	5.5	4.3	3.3
17	3.6	3.2	4.4	2.3	3.3	2.3	0.6	14.3	2.9	3.1	2.2	1.7	4.3	4.2	3.2
18	4.2	4.0	5.1	2.0	3.0	2.5	0.9	14.3	2.7	2.7	2.4	2.1	5.1	3.9	2.8
私学共済															
年度末	私学共済					国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人					
7	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3	15,132	11,400	2,109	1,309	334					
8	184.6	53.6	97.4	1.5	32.2	16,010	12,276	2,063	1,338	332					
9	193.5	56.8	101.0	1.5	34.1	16,987	13,276	2,011	1,370	331					
10	202.5	60.2	105.0	1.6	35.8	17,871	14,186	1,952	1,402	331					
11	212.7	63.5	109.3	1.6	38.1	18,795	15,090	1,890	1,437	377					
12	223.8	67.8	114.1	1.7	40.1	19,737	16,061	1,829	1,473	373					
13	235.3	72.3	119.2	1.8	42.0	20,669	17,030	1,764	1,508	367					
14	245.9	76.5	123.6	1.8	43.9	21,633	18,053	1,697	1,543	360					
15	258.2	81.3	129.2	1.9	45.7	22,541	18,985	1,625	1,580	353					
16	271.0	86.0	135.4	2.0	47.6	23,431	19,915	1,552	1,619	345					
17	280.8	89.3	140.0	2.1	49.4	24,393	20,929	1,474	1,655	335					
18	293.4	93.8	146.0	2.1	51.4	25,420	22,007	1,396	1,692	325					
対前年度増減率 (%)															
8	6.4	9.3	5.0	1.3	6.1	5.7	7.7	△ 2.2	2.3	△ 0.5					
9	4.8	6.0	3.7	2.5	6.1	6.1	8.1	△ 2.6	2.3	△ 0.2					
10	4.7	5.9	3.9	3.3	4.8	5.2	6.9	△ 2.9	2.3	0.1					
11	5.0	5.6	4.2	4.0	6.6	5.2	6.4	△ 3.2	2.6	13.7					
12	5.2	6.7	4.4	3.8	5.2	5.0	6.4	△ 3.2	2.5	△ 0.9					
13	5.1	6.6	4.4	2.5	4.8	4.7	6.0	△ 3.5	2.3	△ 1.7					
14	4.5	5.9	3.7	3.5	4.5	4.8	6.0	△ 3.8	2.3	△ 2.1					
15	5.0	6.3	4.5	4.9	4.1	4.1	5.2	△ 4.2	2.4	△ 1.9					
16	5.0	5.7	4.8	5.4	4.0	3.9	4.9	△ 4.5	2.5	△ 2.2					
17	3.6	3.9	3.4	3.3	3.7	4.1	5.1	△ 5.0	2.2	△ 2.9					
18	4.5	5.0	4.3	3.7	4.2	4.2	5.2	△ 5.3	2.2	△ 3.2					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含む。また、平成8年度以前は公的共済が含まれている。  
 注2 国共済の計には、船員給付及び公務英官給付が含まれている。

図表 2-3-9 受給権者数の年金種別別構成割合の推移

年度末	厚生年金					国共済					地共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	46.8	30.5	2.5	20.2	100.0	72.6	3.3	1.4	22.7	100.0	72.5	5.1	1.6	20.8
8	100.0	46.5	31.0	2.4	20.0	100.0	71.8	3.5	1.4	23.2	100.0	71.9	5.1	1.6	21.3
9	100.0	46.5	31.5	2.3	19.6	100.0	71.1	3.7	1.4	23.7	100.0	71.5	5.1	1.6	21.7
10	100.0	46.5	31.8	2.3	19.4	100.0	70.3	3.9	1.4	24.3	100.0	71.1	5.2	1.6	22.1
11	100.0	46.2	32.2	2.2	19.4	100.0	69.5	4.2	1.4	24.9	100.0	70.7	5.2	1.6	22.6
12	100.0	46.2	32.5	2.2	19.1	100.0	68.8	4.5	1.4	25.3	100.0	70.3	5.3	1.6	22.9
13	100.0	46.1	32.9	2.1	18.8	100.0	68.1	4.9	1.4	25.6	100.0	70.0	5.5	1.6	23.0
14	100.0	46.2	33.2	2.1	18.6	100.0	67.3	5.5	1.4	25.8	100.0	69.7	5.5	1.6	23.1
15	100.0	46.2	33.6	2.0	18.3	100.0	66.4	6.3	1.4	25.9	100.0	69.5	5.6	1.6	23.2
16	100.0	46.1	33.9	2.0	18.0	100.0	65.4	7.3	1.4	25.9	100.0	69.3	5.8	1.6	23.3
17	100.0	45.9	34.2	1.9	18.0	100.0	64.3	8.1	1.4	26.1	100.0	68.9	5.9	1.7	23.5
18	100.0	45.8	34.5	1.9	17.8	100.0	63.3	9.0	1.4	26.1	100.0	68.7	6.1	1.7	23.6
対前年度増減差															
8		△ 0.2	0.5	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6		△ 0.5	0.1	△ 0.0	0.5
9		△ 0.0	0.5	△ 0.1	△ 0.4		△ 0.7	0.2	0.0	0.5		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4
10		△ 0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.4
11		△ 0.3	0.4	△ 0.0	△ 0.0		△ 0.9	0.2	0.0	0.6		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4
12		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.3	0.0	0.4		△ 0.4	0.1	△ 0.0	0.3
13		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.4	0.0	0.2		△ 0.3	0.2	△ 0.0	0.1
14		0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.8	0.5	0.0	0.2		△ 0.3	0.1	0.0	0.2
15		0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.9	0.8	0.0	0.1		△ 0.2	0.1	0.0	0.1
16		△ 0.1	0.4	△ 0.0	△ 0.2		△ 1.0	1.0	0.0	0.0		△ 0.2	0.1	0.0	0.1
17		△ 0.2	0.3	△ 0.0	△ 0.1		△ 1.1	0.9	0.0	0.2		△ 0.4	0.1	0.0	0.2
18		△ 0.1	0.3	△ 0.0	△ 0.2		△ 1.0	0.9	0.0	0.1		△ 0.3	0.2	0.0	0.1
私学共済															
年度末	私学共済					国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%					
7	100.0	28.3	53.4	0.8	17.5	100.0	75.2	13.9	8.6	2.2					
8	100.0	29.0	52.7	0.8	17.4	100.0	76.7	12.9	8.4	2.1					
9	100.0	29.4	52.2	0.8	17.6	100.0	78.2	11.8	8.1	1.9					
10	100.0	29.7	51.8	0.8	17.7	100.0	79.4	10.9	7.8	1.9					
11	100.0	29.9	51.4	0.8	17.9	100.0	80.3	10.1	7.6	2.0					
12	100.0	30.3	51.0	0.8	17.9	100.0	81.4	9.3	7.5	1.9					
13	100.0	30.7	50.7	0.7	17.9	100.0	82.4	8.5	7.3	1.8					
14	100.0	31.1	50.3	0.7	17.9	100.0	83.4	7.8	7.1	1.7					
15	100.0	31.5	50.1	0.7	17.7	100.0	84.2	7.2	7.0	1.6					
16	100.0	31.7	50.0	0.7	17.6	100.0	85.0	6.6	6.9	1.5					
17	100.0	31.8	49.9	0.7	17.6	100.0	85.8	6.0	6.8	1.4					
18	100.0	32.0	49.8	0.7	17.5	100.0	86.6	5.5	6.7	1.3					
対前年度増減差															
8		0.8	△ 0.7	△ 0.0	△ 0.1		1.4	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.1					
9		0.3	△ 0.5	△ 0.0	0.2		1.5	△ 1.1	△ 0.3	△ 0.1					
10		0.4	△ 0.4	△ 0.0	0.0		1.2	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.1					
11		0.2	△ 0.4	△ 0.0	0.3		0.9	△ 0.9	△ 0.2	0.1					
12		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0		1.1	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.1					
13		0.4	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.1		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1					
14		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1					
15		0.4	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.2		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1					
16		0.2	△ 0.1	0.0	△ 0.2		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1					
17		0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1					
18		0.2	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.0		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧国共済が含まれている。

注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。